# 千葉県都市計画審議会議事運営規則

(総 則)

第一条 千葉県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の議事運営については、千葉県 都市計画審議会条例(昭和四十四年千葉県条例第六号。以下「条例」という。)に規 則するもののほか、この規定の定めるところによる。

(議席)

第二条 委員及び臨時委員の議席は、あらかじめ、会長が定め、番号を付する。

(会議の開閉等)

第三条 議長は、会議を開閉し、議事を主宰し、及び議場の秩序を保持する。

(退 席)

第四条 委員及び臨時委員は、開会中事故のため退席しようとするときは、議長の承認を 受けなければならない。

(議事日程)

- 第五条 議長は、会議に付する事案及びその順序等を記載した議事日程を定め、委員及び 臨時委員に配付する。
  - 2 議長は、必要があると認めるときは、議事日程の順序を変更することができる。

(発言)

第六条 委員及び臨時委員は、発言しようとするときは、議席番号を告げて議長の許可を 得なければならない。

(専門委員)

第七条 専門委員は、議長の許可を得て、又は議長の求めに応じて会議に出席して意見を 述べ、又は説明することができる。

(委員、臨時委員及び専門委員以外の者の出席)

第八条 議長は、必要と認めるときは、委員、臨時委員以外の者を会議に出席させて意見 を述べさせ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

- 第九条 審議会の会議は、公開とする。ただし、別に定める場合は、非公開とすることができる。
  - 2 会議の公開に必要な事項及び前項ただし書きに関する事項は、会長が審議会にはかって定める。

#### (議事録)

- 第十条 会長は、議事録を作成し、保存しなければならない。
  - 2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。
    - 一 開会、閉会に関する事項及びその年、月、日時
    - 二 出席の委員及び臨時委員の氏名
    - 三 議事日程
    - 四 議事の諸報告
    - 五 議事のてんまつ
  - 3 会長は、議事に先立ち、議事録署名人二名を指名するものとする。

### (常務委員会)

- 第十一条 会長は、別紙に掲げる事項の調査審議を、条例第六条の規定により設置された 常務委員会に委任することができる。
  - 2 以下の各号に該当するものについては、前項の規定にかかわらず審議会で審議 するものとする。
    - 一 意見書が提出された議案
    - 二 審議会で審議する議案に関連した議案
    - 三 その他、会長が審議会で審議することが適当と認めた議案
  - 3 会長は、常務委員会の審議結果を、直近の審議会に報告するものとする。
  - 4 常務委員会の運営については、前条までの規定を準用する。

#### (雑 則)

第十二条 この規則を施行するため必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規則は、昭和四十四年九月十五日から施行する。

#### 附則

この規則は、平成九年四月一日から施行する。(平成九年三月二十一日議決)

#### 附 則

この規則は、平成十四年八月一日から施行する。(平成十四年七月二十五日議決)

## 別 紙

- 一 名称の変更
- 二 行政区域の変更に伴う都市計画の変更
- 三 都市計画法施行規則第十三条各号に定める事項についての変更
- 四 都市計画法施行規則第十三条第三号又は第七号に定める事項の変更に伴う新住宅市街地開発事業の都市計画の変更
- 五 生産緑地地区に関する事項
- 六 公園、緑地について、すでに供用が開始されているもの並びに区画整理、開発行 為等で用地が確保され市町村が移管を受けているものの都市計画の決定
- 七 都市計画法施行令第六条に定める排水区域の変更
- 八 下水管渠の変更(ただし新規追加を除く)
- 九 都市計画法第十二条の四第一項第一号に定める地区計画に関する事項
- 十 建築基準法第二十二条第一項に規定する区域の指定に係る諮問